

調査対象業種の定義

ソフトウェア業

ソフトウェア業とは、受託開発ソフトウェア業又はパッケージソフトウェア業を営む事業所をいいます。受託開発ソフトウェア業は、顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及び作成に関する調査、分析、助言などを行う事業所をいいます。

パッケージソフトウェア業は、電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関する調査、分析、助言などを行う事業所をいいます。パッケージプログラムとは、プログラムとマニュアルがセットになって箱にパッケージングされているソフトウェア、パソコン等最初から組み込まれて出荷されているソフトウェア、ゲーム用ソフトウェアなどです。

情報処理・提供サービス業

情報処理・提供サービス業とは、情報処理サービス業又は情報提供サービス業を営む事業所をいいます。

情報処理サービス業は、電子計算機を用いて委託された計算サービス、電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むデータエントリーサービスなどを行う事業所をいいます。

情報提供サービス業は、各種（不動産情報、気象情報、科学技術情報など）のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供するサービス又は市場調査や世論調査などの各種調査サービス業務を営む事業所をいいます。

各種物品賃貸業

各種物品賃貸業とは、総合リース業又はその他の各種物品賃貸業を営む事業所をいいます。

総合リース業は、産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者に代わって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが 産業用機械器具賃貸業、 事務用機械器具賃貸業、 自動車賃貸業、 スポーツ・娯楽用品賃貸業、 その他の物品賃貸業のうちの3項目以上にわたりがつ賃貸する期間が1年以上にわたるものでその期間中に解約できる定めがない条件で賃貸する事業所をいいます。

その他の各種物品賃貸業とは、物品賃貸業のうち、 産業用機械器具賃貸業、 事務用機械器具賃貸業、 自動車賃貸業、 スポーツ・娯楽用品賃貸業、 その他の物品賃貸業のうちの3項目以上にわたる物品を賃貸するものであって、他に分類されない事業所をいいます。

産業用機械器具賃貸業

産業用機械器具賃貸業とは、各種産業用に供する生産設備、機械器具（産業機械、工作機械、医療用機器、商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等）もしくは各種の建設工事に用いる建設機械器具（オペレータ付きの建設機械器具を含む）の賃貸業務を行っている事業所をいいます。

事務用機械器具賃貸業

事務用機械器具賃貸業とは、事務用機械器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を行っている事業所をいいます。

広告代理業

広告代理業とは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等の広告媒体企業と契約し、広告主のために広告を業務として行っている事業所をいいます。

その他の広告代理業

その他の広告代理業とは、屋外において広告物（看板、立て看板、張り紙、広告塔）の表示を行っている事業所、折込み広告、ダイレクトメール、その他の広告サービスを業務として行っている事業所をいいます。